

JForest

香川東部森林組合



蛭子神社境内のムクの木 さぬき市長尾東(県指定天然記念物)

発行／香川県さぬき市寒川町石田東甲1708番地2

TEL 0879(43)0588

FAX 0879(43)0558

暑中お見舞い申し上げます



香川東部森林組合
代表理事組合長
佐々木 博

暦の上では秋立つとはいえ、うだるような暑さが続いておりますが、お障りなくお過ごしでしょうか。組合員の皆様には日頃は何かとお世話になり誠にありがとうございます。

このたび、役員改選におきまして廣瀬辰夫組合長の後任に私が就任することになり大変光榮に存じますが、今後も益々厳しい組合運営が続くと思われる中での就任に、責務の重大さに身の引き締まる思いで一杯です。まだまだ、微力ではございますが組合のために誠心誠意全力で尽くして参りますので、ご指導、ご鞭撻のほどよろしく願いたします。

さて、去る5月30日月曜日午後1時30分から、令和4年度の通常総代会を、新型コロナウイルスが感染状況を考慮して、昨年一昨年同様に、総代の皆様には可能な限り書面による議決権の行使をお願いしまして、161名の書面議決書と出席総代9名により、香川東部森林組合会議室で開催いたしました。事業報告並びに事業計画など10議案を上程し慎重な審議の結果、上程致しました議案はすべてご承認頂きましたことをご報告申し上げます。

令和3年度の事業につきましては、事業計画に基づき、経費の節減と作業の効率化に一層努め事業を実施して参りました。内容と致しましては、昨年度に引き続き、森林整備の植栽、下刈、間伐、作業道開設、治山事業、利用事業の公園管理事業、松くい虫の防除事業、四電工の伐採、一般保全事業等を行いました。これらの事業により、令和3年度総収益は、406,782千円となり前年度対比96%と約16,000千円の減収となりましたが、税引前当期純利益は、計画を上回る19,869千円の実績を上げることが出来ました。また、今年度も出資配当1%を実施することをご報告申し上げます。

令和元年度より森林環境譲与税が市町村に交付されるようになり、森林林業を取り巻く状況は変化しております。令和6年度より森林環境税として税の徴収が始まります。森林林業に携わる者として自治体と連携して行く事が森林組合の大きな役割であると思います。組合員の森林を適切に把握し各事業を行い森林の維持活動に取り組んでいきます。

令和4年度当組合管内2地区の2期目の森林経営計画がスタートしましたが、平成30年度にスタートしたさぬき市(さぬき北地区)、東かがわ市(白鳥西地区)の森林経営計画が1期目の5年を終了します。今年度中に、令和5年度スタートの2期目の森林経営計画をたてるため、各地区の担当者がご説明のためお電話やご訪問することもあるかと存じますが、その際は何卒ご協力のほどよろしく願いたします。

末筆ながら組合員の皆様の益々のご活躍をお祈り申し上げます。



令和3年8月に導入した軽ハコバン2台

令和4年度通常総代会開催

開催日時 令和4年5月30日(月)PM1:30～

場所 香川東部森林組合 会議室

総代定数200名、総代現在数200名(出席総代数9名、書面議決書161名、合計170名、出席率85.0%)

議長 山田地区総代 奈良 稔氏

総代会提出議案

第1号議案

令和3年度事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案承認について

第2号議案

令和4年度事業計画設定について

第3号議案

令和4年度事業資金借入最高限度額の決定について

第4号議案

一組合員に対する貸付金の最高限度額及び貸付金利率の決定について

第5号議案

債務保証の最高限度額の決定について

第6号議案

余裕金の預入先金融機関の決定について

第7号議案

造林補助金取扱手数料及び受託手数料の決定について

第8号議案

役員報酬額承認について

第9号議案

役員退任慰労金の支給について

第10号議案

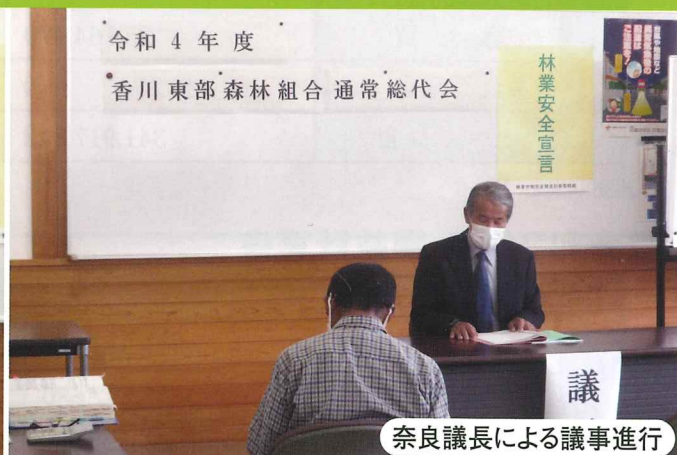
役員の選任について

※令和4年度通常総代会提出議案は原案のとおり承認されました。

総代会の様子



廣瀬組合長挨拶



奈良議長による議事進行



議決風景



投票風景

令和3年度決算状況

令和3年度 財産状況

(単位:円)

(単位:円)

資産の部		
1	流動資産	497,271,453
2	有形固定資産	49,240,417
3	無形固定資産	74,984
4	外部出資金	25,535,000
5	その他資産	735,250
6	繰延資産	0
	資産合計	572,857,104

負債の部		
1	流動負債	119,747,700
2	固定負債	25,084,367
	負債合計	144,832,067
純資産の部		
1	出資金	177,946,000
2	剰余金	250,079,037
	純資産合計	428,025,037
	負債及び純資産合計	572,857,104

令和3年度 事業の収支

(単位:円)

事業区分	収入金額	支出金額	損益	
1 指導部門	8,532,400	2,263,921	6,268,479	
2 販売部門	2,902,173	223,537	2,678,636	
3 森林整備部門				
	① 森林整備	125,180,447	83,409,657	41,770,790
	② 利用	180,138,352	107,748,385	72,389,967
	③ 福利厚生	0	0	0
	④ 購買	25,164,470	23,882,180	1,282,290
⑤ 金融	0	0	0	
合計	341,917,842	217,527,680	124,390,162	

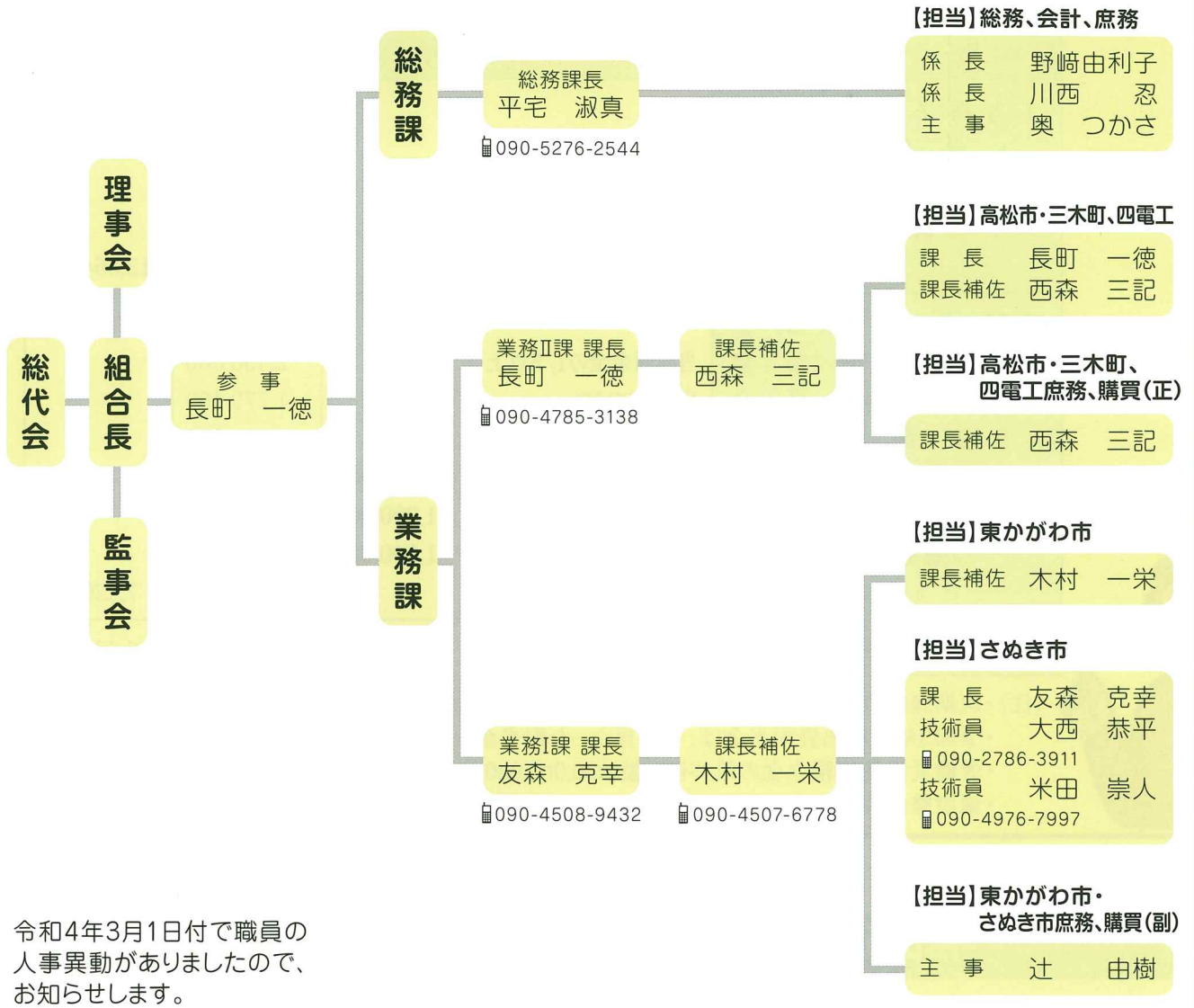
令和3年度 損益計算書

(単位:円)

科目	小計	合計
1 事業	事業総収益	341,917,842
	事業総費用	217,527,680
	事業総利益	124,390,162
2 事業管理費	事業管理費	104,329,113
	事業利益	20,061,049
3 事業外損益	事業外損益	1,076,842
	経常利益	21,137,891
4 特別損益	特別損益	-1,269,274
	税引前当期純利益	19,868,617
5 法人税及び住民税	-7,800,000	
6 当期剰余金		12,068,617



人事異動



令和4年3月1日付で職員の人事異動がありましたので、お知らせします。

※名前の下に表記の携帯番号については業務用です。

【 】内は担当区

新人紹介



業務I課 米田 崇人

今年の3月から組合に入りさぬき市地区を担当している米田です。地元香川県の林業の発展に少しでも貢献できるように頑張ります。まだまだ力不足ですが、皆様と協力しながら香川県の恵まれた自然をこれからも守り続け次の世代に残していきたいです。どうぞよろしくお願ひします。

令和3年度 剰余金処分

(単位:円)

摘 要	積 算 内 訳	内 訳	小 計	合 計
I 当 期 未 処 分 剰 余 金				
1 前 期 繰 越 金			1,795,461	
2 当 期 剰 余 金			12,068,617	
II 任 意 積 立 金 取 崩 額			0	0
計				13,864,078
III 剰 余 金 処 分 額				
1 法 定 準 備 金	当期剰余金の1/5以上		2,450,000	
2 出 資 配 当 金	出資額の1%		1,779,460	
3 任 意 積 立 金			3,000,000	
(1)損 失 補 填 積 立 金		1,000,000		
(2)労 働 災 害 補 償 積 立 金		1,000,000		
(3)施 設 整 備 等 積 立 金		1,000,000		
計				7,229,460
IV 次 期 繰 越 剰 余 金				6,634,618

- (注)・次期繰越剰余金の内610,000円は教育情報資金である。
 ・令和3年度の出資配当金は、一時預かった配当金と合わせて令和7年度にお支払いします。
 ・労働災害補償積立金の最終目標額は50,000,000円とします。
 ・施設整備等積立金の最終目標額は5,000,000円とします。



改選により新役員が決まりました

《新役員の名簿》(敬称略)

氏 名	役 職	地 区 名	氏 名	役 職	地 区 名
佐々木 博	代表理事組合長	山田地区	佐藤 邦明	理 事	大川地区
松原 壮典	副 組 合 長	長尾地区	竹本 繁弘	理 事	白鳥地区
岩田 直幸	理 事	引田地区	行梅 義照	理 事	大川地区
廣瀬 辰夫	理 事	寒川地区	村井 覺	理 事	三木地区
青木 雅秀	理 事	志度地区	木村 政光	理 事	白鳥地区
坂東 照司	理 事	引田地区	細川 和美	理 事	長尾地区
中山 義通	理 事	山田地区	頼富 勉	代表 監 事	大川地区
坂東 正明	理 事	大内地区	筒井 力彦	監 事	三木地区
細川 康博	理 事	引田地区	青木 道藤	監 事	白鳥地区

《退任役員》(敬称略)

氏 名	役 職	地 区 名	氏 名	役 職	地 区 名
木村 薫	理 事	白鳥地区	多田 巧	理 事	三木地区

組合員の方に次のようなことがありましたらお知らせください。

- ・山林を売却し、所有山林面積が0.1ha未満になったとき。
(組合員の資格が無くなりますので脱退の手続きをお願いします。)
- ・**組合員が亡くなられた時は、相続人の代表者に名義変更の手続きをお願いします。**
(死亡と同時に組合員の資格が無くなり、出資金、配当金の支払ができなくなる場合があります。)
- ・組合員の住所が変わった時は、必ず組合に連絡をお願いします。

令和3年度も出資配当を行っています。

・配当金のお支払について

令和3年度の出資配当金は全地区の組合員の配当金を組合で一時お預かりしたものを含め令和7年度お支払い致します。

※配当金の支払明細書は、広報誌と一緒に送りますのでご確認ください。

※何かご質問等がありましたら組合までご連絡ください。



森林は、いつも危険と隣り合わせ

森林保険 に入りませんか

傷ついた森林のお手当しっかりサポートします。

近年の異常気象の傾向とあいまって大きな森林被害の危険性が高まっています。火災や自然災害のリスクから森林を守る保険が、森林保険です。森林所有者の方が整備した森林はもちろん、企業や団体の森林づくり活動で整備した森林についてもご契約いただけます。

○樹種、林齢に制限はありません。(天然林、竹林は除く)

○1年単位で、ご希望の年数に加入できます。

○8つの自然災害が対象

火災

風害

水害

干害

雪害

凍害

潮害

噴火災

災害が起きてから「入っておけばよかった」では遅すぎます。安心できる明日のために、是非ご加入ください。

※お申込は森林組合でお受けしていますのでお気軽に、ご相談ください。



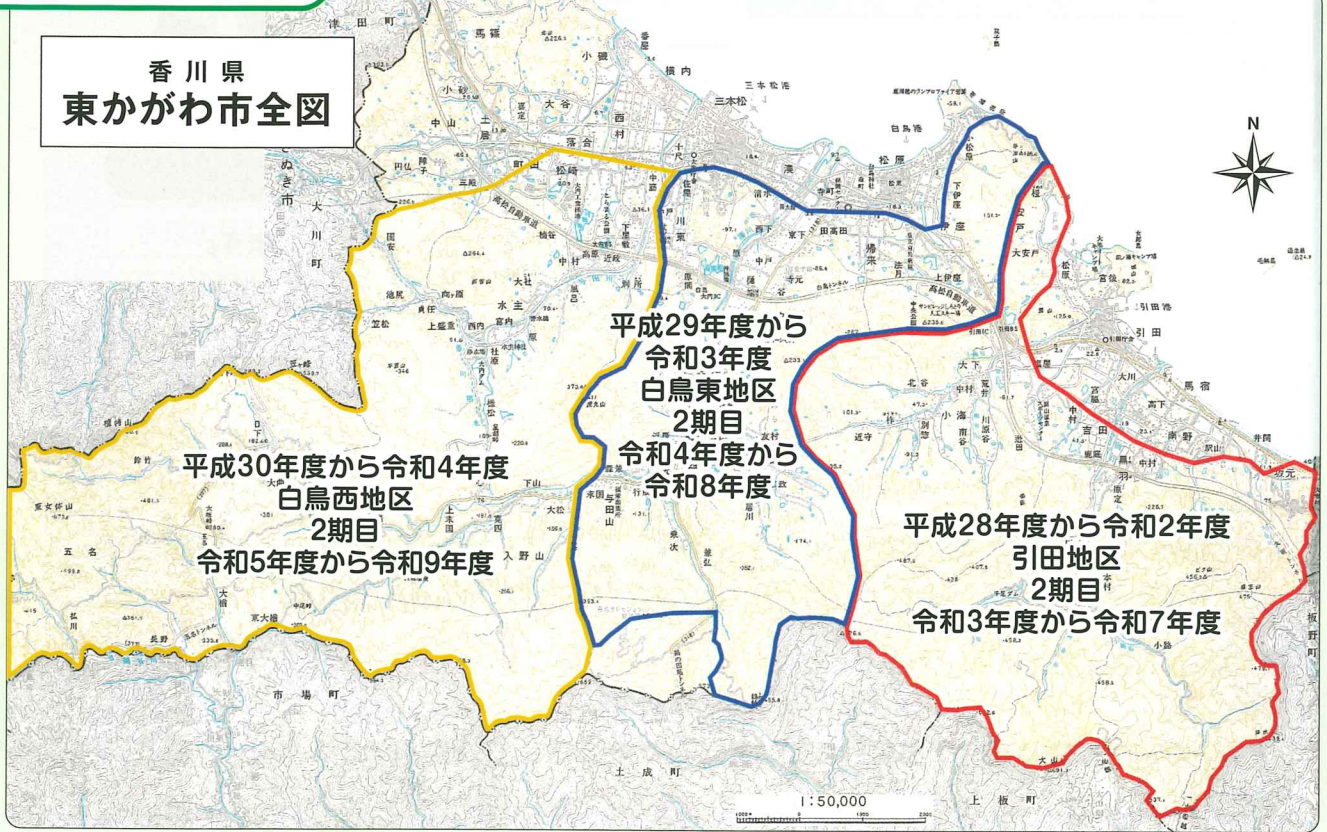
森林経営計画の各地区の取組状況

さぬき市管内 計画区域内面積	
さぬき南地区(2期目)	448.96ha
さぬき東地区(2期目)	257.34ha
さぬき北地区	32.08ha

東かがわ市管内 計画区域内面積	
引田地区(2期目)	499.49ha
白鳥東地区(2期目)	243.46ha
白鳥西地区	377.00ha



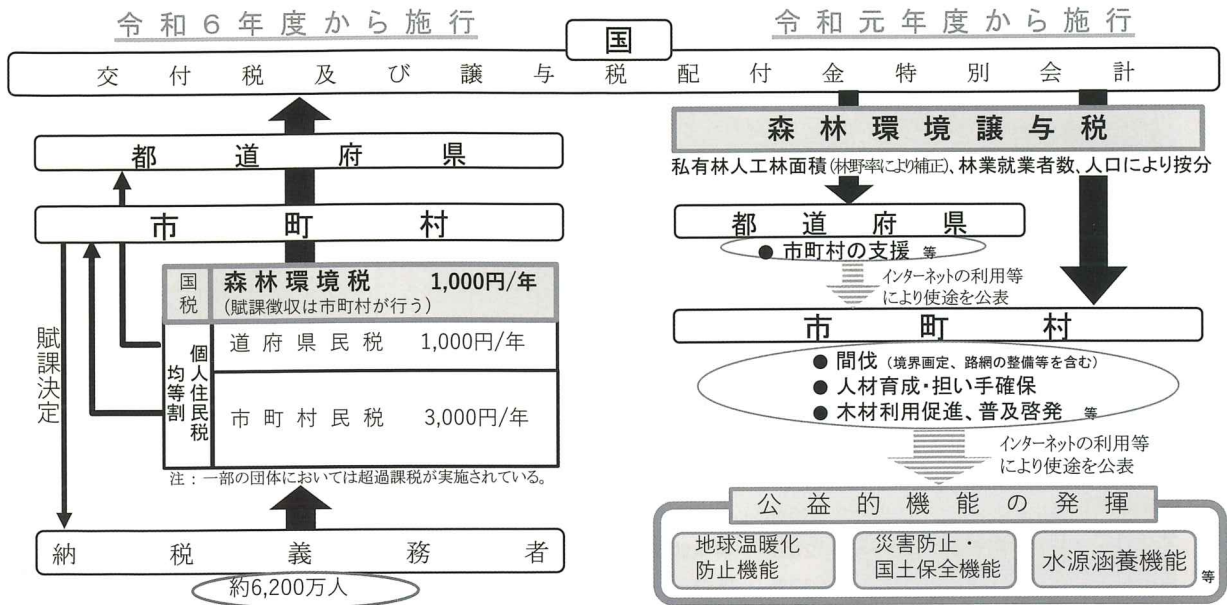
東かがわ市地区



森林環境税及び森林環境譲与税の制度設計イメージ

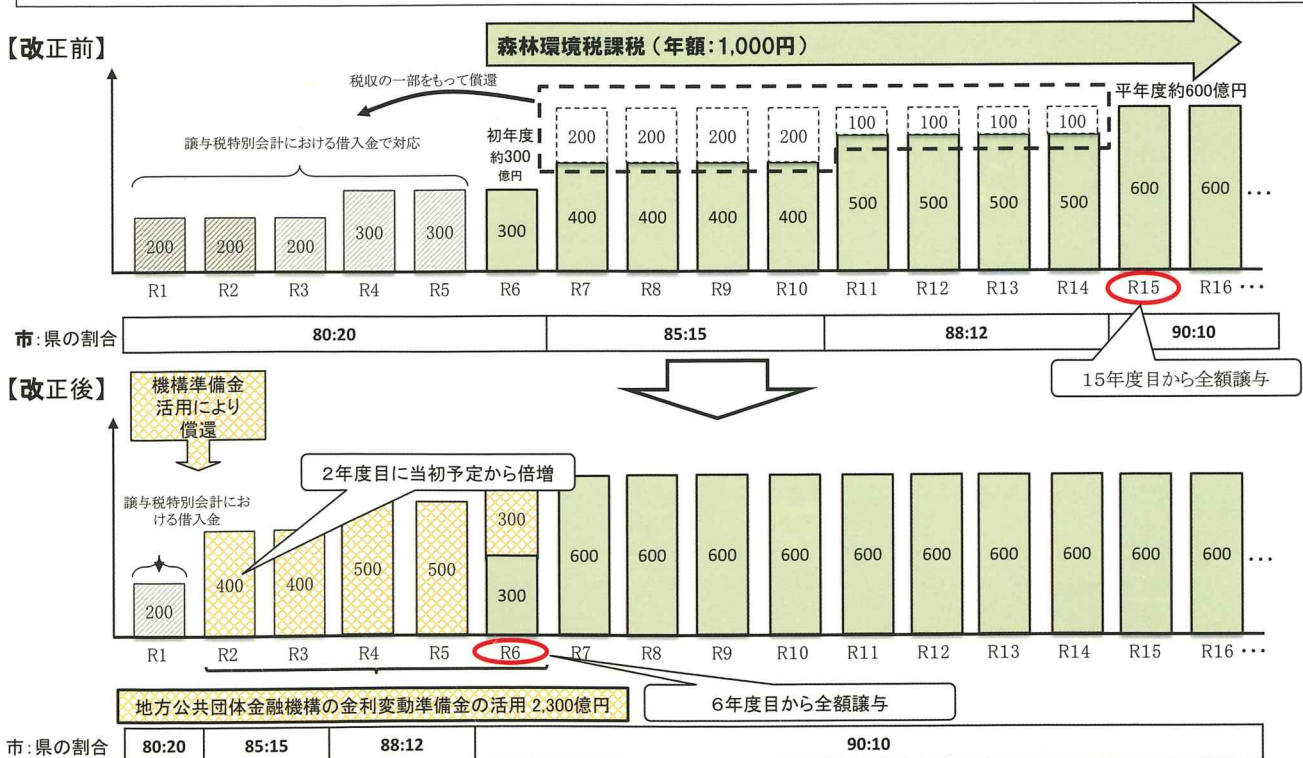
パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設。

【制度設計イメージ】



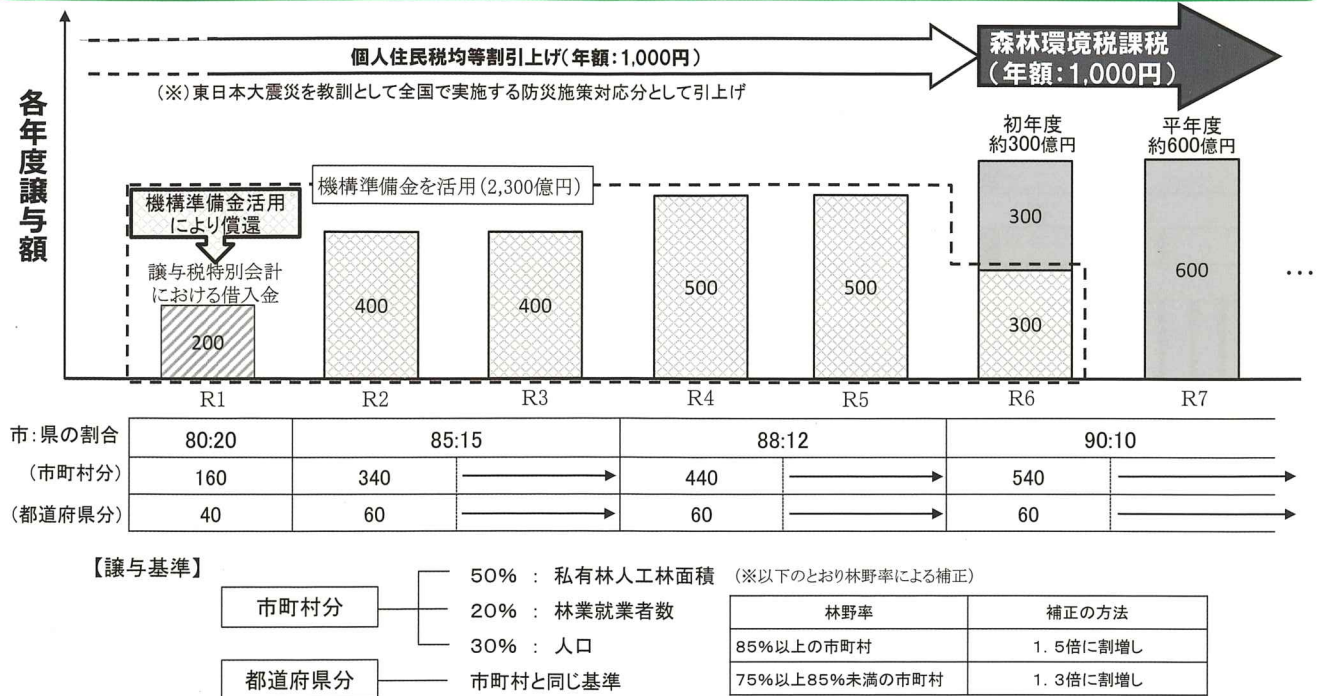
森林環境譲与税の増額

- 災害防止・国土保全機能強化等の観点から、森林整備を一層促進するため、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、交付税特別会計における譲与税財源の借入れを行わないこととした上で、森林環境譲与税の譲与額を前倒して増額(森林環境税法等を改正)



森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定。
- 令和6年度までの間は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)



森林環境税に関するこれまでの国会答弁の内容(ポイント)

参考

項目	主な質問	答えのポイント
(1) 税の仕組み	税の負担の在り方について	森林の有する公益的な機能は広く国民一人一人が恩恵を受けること等を踏まえて、国民に広く均等に負担いただくこととしている。
	なぜ国税を市町村が徴収するのか	全額が交付税等特別会計に直入され、地方団体に譲与される仕組みであり、実質的な地方税源と評価し得る。また、納税者への周知や徴収を地方団体に担っていただくことが適切。
(2) 用途	都市部での活用について	都市部の木材利用を促進することで森林整備の促進が一層図られるとともに、普及啓発を行うことで国民の理解が深まることが期待。
	森林・林業関係の職員人件費に充てられるのか	森林経営管理制度に開始に伴って森林整備等に取り組むのに必要な人件費に森林環境譲与税を充てることは、法律上可能ではあるが、既存の人件費の単なる振り替えは国民の理解を得にくいことから、H31地方財政計画においては、既存の林業職員の人件費を計上しつつ、新たに森林環境譲与税による森林整備等の所要額を計上。
	公有林整備への活用について	森林環境税は、私有林の公的な管理を始めとする森林整備等の財源として創設されるが、私有林の整備よりも公有林の整備が優先される地域の事情がある場合は市町村の判断により税を充てることは可能。
	広葉樹林化に使えるのか	奥山等で林業経営に適さない森林については、広葉樹も活用し、公的管理により森づくりを積極的に進めることを期待。
(3) 執行状況・適正な執行	どのような用途に使われているのか	(令和2年2月時点では)約6割の市町村が森林整備に取り組むこととしており、所有者への意向調査の段階にある団体が多いが、間伐等の取組を進めている団体もある。
	適切に使われているのか	(令和元年度は)約3割の団体が基金積立。制度開始初年度であり、今後実施する事業に必要な調査等を行っている段階であること、複数年度をまとめて施行する予定であることなど、様々な事情があると承知。
	無駄遣いが生まれやすいとの懸念について	用途を毎年度インターネット等により公表することを義務付けることで、適正な用途に用いられることが担保されると考えている。
(4) 譲与基準	林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるべき	譲与割合については、木材利用を促進することにより間伐材の需要増が重要であること、国民の理解が必要であることを総合的に勘案して、木材利用の促進や普及啓発に相関する人口を3割に設定。見直しは、地方団体の取組の実施状況を見極めて検討してまいりたい。
	いつごろ見直されるのか	まだ明確に時期は申し上げられないが、しっかりと実施状況、効果を見極めた上で考えてまいりたい。